

美濃加茂市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項により、次のとおり令和 3 年度工事監査の結果に基づき講じた措置の内容についての通知を公表する。

令和 4 年 3 月 16 日

美濃加茂市監査委員 永 田 博 和

美濃加茂市監査委員 渡 辺 孝 男

1. **監査の種類** 地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定による
監査
2. **監査の対象** 令和 3 年度 光徳歩道橋修繕工事
所管課 建設水道部土木課
3. **監査実施日** 令和 4 年 1 月 20 日（木）
4. **監査結果に関する報告の公表** 令和 4 年 2 月 25 日（金）
5. **監査結果に対する措置の内容**
 - ・ 別紙のとおり

工事技術監査の提案及び検討事項に対する回答

- (1) 受注者は、建設業退職金共済制度に加入しているが、「証紙」未購入であった。今後、本制度の目的を理解し、適切な指導を行って頂きたい。

回答→受注者へ本制度の目的を理解させ、受注者で購入した「証紙」の確認など、適切な指導を行っていきます。

- (2) 特記仕様書の記載項目について、十分な協議がなされていた。適切な段階で立会実施していたが、書類が未提出であったので、早急に提出させること。

回答→提出するよう指導を行い、1月24日に段階確認書の提出を受けました。

- (3) 「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」第5条の事業者は、化学物質等を労働者に取扱わせるときは、SDS（安全データシート）「Safety Data Sheet」する情報を作業員に周知させること。

塗装剤の資材置き場に「危険・有害性」ラベルにより危険有害性等を把握し、SDSの認識及びリスクアセスメントの実施を行って頂きたい。

回答→指摘内容について指導を行い、SDSの認識及びリスクアセスメントの実施を行いました。

- (4) 再下請通知書の提出案内及び（建設業許可票・労働保険関係成立表・作業主任者一覧と職務）記載項目の徹底がなされていなかった。請負業者への指導徹底をお願いします。

回答→記載項目の徹底を指導し、1月24日に記載項目等の是正を行いました。